

第 4 9 号議案関係資料

し尿処理事業の取扱いについて

平成 1 5 年 1 0 月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(17) し尿処理事業

環境専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	し尿等の収集形態							A	
2	し尿等収集運搬業の許可要件							B	
3	し尿等の処理体制							B	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(17) し尿処理事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 し尿等の収集形態	し尿 委託業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 11社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 1社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 3社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 2社
2 し尿等収集運搬業の許可要件	<ul style="list-style-type: none"> 法人であること。 市の指定するセミナーに出席すること。 事務所、車庫が市内に所在すること。 バキューム方式の車両があること。 など	<ul style="list-style-type: none"> 事務所、車庫が県内に所在すること。 	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
3 し尿等の処理体制	陸上処理。 衛生処理センター 170 kl/日	鹿児島市に同じ。 始良郡西部衛生処理組合西始良クリーンセンター 195 kl/日	海洋投入。	鹿児島市に同じ。 衛生処理場「愛宕園」 30 kl/日

(様式2) その2

(17) し尿処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 2社	し尿 許可業者 1社 浄化槽汚泥 許可業者 2社	し尿について、鹿児島市は委託。吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は許可業者で収集している。	現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	許可要件が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、事務所・車庫の所在地要件については、当分の間、現行どおりとする。
桜島町に同じ。	桜島町に同じ。	処理方法が異なる。	合併時に再編する。 (全て陸上処理するものとし、鹿児島市衛生処理センター及び喜入町衛生処理場で処理する。)